平成３０年度　（民主・市民の会）　行政調査報告書

１　調査年月日

　平成３０年７月２日（月）～５日（木）

２　調査日、調査地及び調査項目

調査日	調査地	調査項目
H30.7.2	熊本県熊本市	子ども・若年総合支援センターの取り組みについて
		ひきこもり支援センター「りんく」の取り組みについて
H30.7.3	大分県豊後高田市	「学びの２１世紀塾」の取り組みについて
H30.7.4	山口県山陽小野田市	議会改革の取り組みについて
H30.7.5	広島県公立みつぎ総合病院	公立病院を核とした地域包括ケアシステムの実践について

３　議員名　　７名

赤坂　伸一、内山　祥弘、岡村　繁美、尾田　善靖、

鈴木　真由美、諏訪部　容子、干場　芳子

４　調査報告書

別紙の通り

熊本市ひきこもり支援センター「りんく」の取り組みについて

2018 年 7 月 2 日 ウェルパルくまもとにて

報告者：干場 芳子

■熊本市の概要

人口：738.407 人　321,329 世帯（※平成 30 年４月 1 日現在）

面積：390.32 ㎢

産業：サービス産業が中心の都市であり、そのほか、IC 産業の集積、全国でも高い生産性を誇る都市型農業、水産業など各種産業が展開されている。

●視察項目　　ひきこもり支援センター「りんく」の取り組みについて

１．経緯と概要について

・ひきこもり支援センター（委託）は、平成 26 年 10 月に設置後、相談窓口が明確になったこと等で、27 年度は 25 年度と比べ、相談件数は 4.34 倍となり、専属の職員による対応が可能となり、状況の改善も見られている。

設置の目的は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉増進を図る。設置以前より、ひきこもりが実態としてはあったが、対応していく必要性を明確にし、支援体制に取り組むに至った。

ひきこもり支援センター「りんく」の運営は直営ではなく、公募型プロポーザル方式により民間事業者の「特定非営利法人おーさぁ」に委託している。委託期間は、3 年間となっている。

事業費は、国庫補助（生活困窮者就労準備支援事業等補助金　補助率 1/2）

＊具体的には

①相談窓口の明確化：より多くの方に知ってもらえるよう、積極的に情報を伝える。

②社会の理解を求める：ひきこもりは、本人の努力不足、家族の関わり方が問題ではないかなど、双方の苦しみになっている。適切な理解を深めるための研修会の開催や情報発信も行う。

③安心して集える居場所運営等の援助：身近な地域で社会参加に繋がるための一歩を応援し、居場所を開催したいという地域に出向いて、運営のサポートなどを行います。

④途切れない支援を目指す：長期的なサポート、また、本人及び家族の高齢化に伴う新たな課題。関係機関と連携を行いながら、途切れない支援を目指す。

２．ひきこもりピアサポーター養成講座、本人向けプログラム活動、出張型支援の取り

組みについて

・センターの事業内容

①電話・面接による個別相談（来所、訪問、メール含む）

相談件数は、平成 27 年度 2,311 件、28 年度 2,772 件、29 年度 2,330 件となっている。ひきこもり本人の年齢は平成 29 年度相談分（188 名）では、10 代 55%、20 代 57%、30 代 30%、40 代 22%の順の割合となっており、男性 137 名、女性 51 名であり圧倒的に男性が多い現状となっている。

②本人向けプログラム

本人が安心して過ごせる場所（居場所的な場）として、当事者同士の交流、社会性向上を目的に各種活動やプログラムを週 2 回実施。

③家族向けプログラム

同じ悩みを抱えた家族同士が自由な雰囲気の中で話し合い、悩みを相談したり当事者への理解を深めるため月 1 回実施。

④訪問支援

相談を受ける中で、来られない人など訪問し、必要に応じて家庭等への訪問支援。

⑤普及啓発

研修及びリーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発。

⑥ひきこもりサポーター養成・派遣

ひきこもり本人や家族等に対するボランテイア支援に関心のある方をサポーターとして養成し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等を行う。

⑦ひきこもり支援機関連絡協議会の運営

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を年２回開催。情報交換等を行い恒常的な連携の確保。

３．取り組みの効果と今後の課題について

センターの設置により、相談窓口が明確化され相談件数が増加しより早い対応が可能となった。今後は、よりきめ細やかな関係機関との連携を密にして対応していくことが重要である。既存の相談機関へアクセスする家庭には、多重の困難が潜在・顕在も含めて存在することが前提となる。対象者は「人」である以上、その時々で感情が揺れ動き、それとともにニーズは変動していくため、いかに流動的に素早く有機的に連動していくネットワークを常設しておくことが肝要と思われる。こうしたことをふまえ、事業・運営の安定化を図っていくことが求められる。さらに、委託されている NPO の特色を活かした地域資源・法人資源・法人外ネットワークの活用により制度の隙間もカバーした地域課題への対応が期待される。

『民主・市民の会』行政視察報告書

（報告者：内山　祥弘）

１．視察日・視察先・視察項目

・平成３０年７月３日

・大分県豊後高田市

・『学びの 21 世紀塾』について

２．視察報告

（１）豊後高田市の「教育のまちづくり」について

豊後高田市では、「教育のまちづくり」を目指して様々な教育改革の推進がなされている。

第一に、学校改革として、「行きたい学校を選ぶことができる」通学区の弾力的な運用を行う学校選択制を導入している。それに伴い、各学校では、子どもを通わせたくなる、特色のある開かれた学校づくりに取り組んでいる。また、開かれた学校づくりの一環として、県下初の学校公開授業を実施しているとのことである。

その他に、学校改革として、小中一貫校の設立も行っている。

第二に、「幼稚園は学校教育の基礎」として、幼稚園教育の充実を図っている。具体的には、公立 6 幼稚園を市内中心部に 2 園に統合・開園し、3・4・5 才児保育や、預かり保育、スクールバスの運行、地域の外部講師による英会話や文字遊び、体操教室などの活動を行っている。

第三に、「教育環境の整備（郷土愛を育む)」として、学校・地域の協働や、研修機会の充実、年２回の市長と学校管理職との懇談会などの教育関係者との懇談会の開催によって、学校教育の充実を図っている。また、平成 14 年度からの学校週 5 日制の始まりに伴い、教育格差をなくす補充学習の場として、今回の視察項目である『学びの 21 世紀塾』の設立が行われている。また、コミュニティスクールについては、平成 28 年度から全小中学校で取組みが行われているとのことである

第四に、「教職員の意識改革」として、教師が学力を養う教育者としての「プロ教師」であることを改めて認識させるために、校長へのミッションとしては、管理職としての自覚をすること、教員への指導をしっかりとすること（後ろ姿)、PTA から信頼される先生や学校にすること、地域の一員として地域行事に参加すること、が求められている。また、幼保小中高の交流も推進されているとのことである。

（２）『学びの 21 世紀塾』設立の背景について

学びの 21 世紀塾は、前段で記したように、豊後高田市の「教育のまちづくり」の一環としての教育環境の整備（郷土愛を育む）として、学校週 5 日制の実施に伴い、１）過疎化や少子化が進む中、地方では学習する機会や場が少ない現状があり、地方（田舎）に住

んでいても、都会と同じような学習ができるように教育環境を整え、地域間格差をなくしたい、２）「学力・体力・豊かな心」を総合的に育むために、多くの「学ぶ」場や機会を設定し、保護者や地域の要望に応えたい、３）将来の夢を描き、その夢を実現できるように努力するような、前向きで、学習意欲のある子どもたちを育成したい、との開塾の趣旨により、平成 14 年度から、地域・保護者、行政、教職員など市民が一体となって取り組まれている。今では、市内の小中学校のほとんどの子どもたちが利用しているとのことである。

また、文部科学省による土曜日の教育活動の形態としては、①教育課程内の「土曜授業」②教育課程外の「課外活動」③教育委員会等の管理下の「土曜学習」があるが、『学びの 21 世紀塾』は③の「土曜学習」に該当している。

（３）『学びの 21 世紀塾』の具体の取組みについて

学びの 21 世紀塾の事業の 3 本柱としては、１．いきいき寺子屋活動事業（知）、２．わくわく体験活動事業（徳）、３．のびのび放課後活動事業（体）がある。

１．いきいき寺子屋活動事業（知）

いきいき寺子屋活動事業としては、１）土曜日講座、２）水曜日講座、３）夏季・冬季特別講座、４）ステップアップ講座、５）放課後寺子屋講座、６）テレビ寺子屋講座、７）寺子屋放課後児童クラブ講座、が行われている。

１）土曜日講座は、毎月第１・第３・第５土曜日に、健康交流センター等や各小中学校で行われており、教科の復習を行う①土曜日寺子屋講座の他、②英会話教室③パソコン教室④そろばん教室⑤少年少女合唱団の 5 つの活動が行われている。幼稚園や保育園、小学校・中学校の子どもたちが希望の講座を選び活動しているとのことである。また、指導者は、塾経営者、教員免許を保有している一般の方、退職校長、指導する分野に堪能な市民講師、そして教職員が行っているとのことである。

２）水曜日講座は、中学校１・２年生を対象として、部活動が休みの毎週水曜日の放課後に、国語・数学・英語のうち１教科を復習している。教職員は、水曜日放課後は校内研究や研修、教科部会等を行う日にしているため、指導者は、塾の講師、市民講師、教員 OB の方が行っているとのことである。

３）夏季・冬季特別講座は、中学校３年生を対象として、夏休み・冬休み期間中に学力の向上を図るため、英語・数学・国語の７日間の講座を行うものである。会場は公民館等で行われ、講師は退職校長、塾経営者、市民講師、大学生等とのことである。

４）ステップアップ講座は、小学生を対象として、夏季休業中の各学校で５～１０日間、算数・国語を中心として復習を行っている。指導者は、当該学校の教師と退職校長、市民講師等の複数指導とのことである。

５）放課後寺子屋講座は、小学生４年生以上を対象として、毎週月～金曜日までの４日間（水曜日を除く）、勤労青少年ホームや福祉事務所、小中一貫校の３会場を寺子屋とし、宿題等の学習支援を行っている。講師は、退職校長、市民講師、高校生等で、将来教員を目指しているなどの約 20 名の高校生がボランティアとして参加しているとのことである。

６）テレビ寺子屋講座は、市内で加入率 90%を超えるケーブルテレビを教育に活用し、学びの 21 世紀塾に通いたくても、時間的・距離的・交通手段などの条件により学習の機会を失っている子どもたちへの学習機会の提供として、また身近な家庭学習の方法として、開設されている。教科番組は、1 番組 20 分で、小学校の国語・算数・理科・英会話、中学校の国語・数学・英語・理科・社会・英会話の、計 22 講座 228 本がある。講師は、塾講師や市内教諭等が行っている。また、各学校にも DVD が配置されているとのことである。

７）寺子屋放課後児童クラブ講座は、平成 30 年度からの新規事業であり、放課後児童クラブに学びの 21 世紀塾の市民講師を派遣し、学習支援を行っている。親が働きながら安心して子育てできる環境づくり及び「学ぶ」場の提供をすることにより、子どもたちが意欲的に学習できるようにサポートしている。講師は、退職校長、教員 OB や市民の方々とのことである。

２．わくわく体験活動事業（徳）

わくわく体験活動事業は、市内の各地区公民館と学校を中心に、週末や平日の放課後を利用して、１）週末子ども育成活動、２）ステップアップ・スクール、の子どもたちが日頃体験することができないような活動を行っている。

１）週末子ども育成活動は、5 月～2 月の第 2・4 土曜日に、料理教室、太鼓教室、スポーツレクリエーション教室、環境美化教室等の活動を、実施場所は公民館等で、地域の大人と子どもがふれあいながら体験的な活動を行っている。また、放課後子どもプラン事業を合わせて実施し、放課後児童クラブと合同で活動している。

２）ステップアップ・スクールは、主に小学校 6 年生を対象として、2 泊 3 日で自然体験学習・製作活動の集団活動及び掃除、洗濯、片付けなど、様々な生活体験活動を行っている。また、平成 23 年度からは、中学校の校長による「熱血まるごと体験授業」も行われている。

３．のびのび放課後活動事業（体）

のびのび放課後活動事業は、健やかな心と体づくりを目指し、放課後を利用して、保護者や地域の方、教職員の指導のもと、様々なスポーツ活動を行っている。

具体的には、１）スポーツ大会の開催、２）スポーツ活動の支援を行っており、支援団体の競技としては、野球、バレーボール、剣道、ソフトテニス、空手道などがあり、年々登録団体も増え、各種大会で素晴らしい成果を上げているとのことである。

会派『民主・市民の会』行政視察報告書

（報告者：岡村　繁美）

１．　視察日、視察先、視察項目

・平成３０年７月４日（水）午前１０時～１１時３０分

◎山口県山陽小野田市議会

◎「議会改革の取組み」について

２．　視察参加議員と対応者

○尾田善靖議員、干場芳子議員、諏訪部容子議員、鈴木真由美議員、赤坂伸一議員、内山祥弘議員、岡村繁美議員

●山陽小野田市議会議長（小野議員）、議会運営委員長（大井議員）、広聴特別委員長（長谷川議員）、山口東京理科大学調査特別委員長（藤岡議員）、議会事務局（光永、島津職員）

３．　視察報告

（１）山陽小野田市議会の概要

・人口（約６万３千人）世帯数（約２万９千世帯）、議員数２２人

・常任委員会（総務文教・民生福祉・産業建設・一般会計予算決算）

・議会運営委員会、

・特別委員会（広報・広聴・山口東京理科大学調査）

・議会基本条例の制定（平成２１年１２月から５２回の審議で平成２４年３月に制定）

＜江別市議会との相違点＞

・江別市議会では、予算決算審査は、その都度特別委員会を設置し、交渉　　会派からの選抜議員により実施しているが、議長を除く全議員によって常設された委員会で審査。

・代表質問を実施（各会派から１人、施政方針演説定例会）

・委員会中継（インターネット等ですべての内容を生中継）

・ホームページによる掲載（委員会記録、本会議・委員会資料など）

・委員長（月額５千円）副委員長（２千円）支給

（２）視察項目報告

【議員間討議】（自由討議）

・議会基本条例（第６条）に基づき実施しているもので、執行部等への質疑の後、議員間の自由闊達な議論を尽くして議会としての合意形成

に努める。

・活用事例①予算決算審査において、事業に基づく質疑応答を経て、問題点のある事業について自由討議を実施した結果、合意形成の図れるものについて付帯決議、意見、修正等を執行機関に求めた。②賛否の分かれる議案③請願審査

＜メリット＞

・議会の機能が強化された。

・議員の自由な意見が開陳されて議論が深まった。

・合意形成が可能となったことで、議会として執行機関に意見が反映されるようになった。

＜今後の課題＞

・意見表明にとどまっている。

・議員間論破の克服。

・論点整理や合意形成討議になるよう、委員長の役割が左右する点。

【議会政策討論会】

・議会基本条例（第９条）に基づき実施しているもので、市政に関する重要な政策及び課題に対して、全議員参加型・公開で行う討論会で、政策立案・政策提言などを推進していくために開催されている。

・政策討論会で出された意見は、各常任委員会でさらに調査・研究し、政策提言書として取りまとめ、来年度以降の予算編成など今後の市政運営に反映してもらうため市長に提出。（平成２６年度に実施した議題：「魅力ある山陽小野田市としての将来像～人口増を目指して」討論集約した５施策１９項目の議会政策提言書を平成２７年１１月に市長に提出し総合計画等に反映）

・議員と議会の資質向上を図るため、議員みずから研鑽に努めることと合わせ、「議会アドバイザー制度」を導入し、専門的な知識や経験から議会の運営、改革に関する助言・指導を受けている。（２名）

【議会市民懇談会】

・議会基本条例（第１９条）に基づき実施しているもので、市内で活動を行う団体及びおおむね１０人以上の市民グループから申し込みを受けて議会が出向き、テーマに添って自由に意見や情報を交換します。

・テーマは（１）市政に関すること（２）市議会に関すること（３）市の重要な事項に関すること

・懇談会の開催を希望する団体等は、申込用紙を議長に提出。
・懇談会のテーマを把握して、議長から常任委員会等に開催の指示。
・懇談会の開催時間は２時間程度。
・委員会において、意見集約し報告書を作成し公開。

【議会カフェ】（議会報告会）

・議会の「説明責任」を果たすため、地域に出かけて行き、議会の報告をし、市民の皆様の声を聞くため開催。
・議会基本条例制定の前年（Ｈ２３年６月）から平成２９年まで、定例議　会後に「議会報告会」として開催してきた。
・参加者が減少傾向にあることから、今年の３月議会報告会から、コーヒーなどを飲みながらカフェにいるようなリラックスした雰囲気の中で、意見交換ができるよう「議会カフェ　まちづくりだよ　全員集合！」を開催。
・年４回、６会場（中学校区）、班編成（５～６名）のグループごとに、議会報告と意見交換を実施。（３月議会報告会では、延べ７２名参加）
・開催日と開催時間は、これまで土曜、日曜、昼間、等でも開催してきたが、仕事帰りに参加できる方がよいとのことで、平日・午後７時から１時間半程度で実施。
・会場ごとの担当議員は、各常任委員会等（１０人程度）から割り振りし、委員会からのテーマ報告等の役割を果たす。
・市民からの意見については、各常任委員会等において委員会で検討の上所管事務調査項目として取り扱い、行政担当部に回答を求めるものについては、その回答を次回の報告会で報告していく。

【議会モニター制度】

・昨年度（Ｈ２９年）から実施した制度で、より信頼される議会を目指して、市議会の活動や運営について市民から意見を聞き、反映させる制度。
・市議会モニター登録者には、１８歳以上の市民で公募により選考、10人以内委嘱、任期２年（再任可）、報酬はないが記念品（クオカード）
・職務は、本会議及び委員会等の傍聴や、議会報告会、市民懇談会等への参加を通じて、意見を提出してもらう。
・提出された意見は、広聴特別委員会等で検討し、議会の考えと対応を明らかにし、結果を議長に提出し公表しています。

≪視察項目の考察≫

*今回、山陽小野田市議会での「議会改革の取り組み」について学んできたことで、江別市議会で生かしていけるかも含め考察していきたい。

・江別市議会基本条例（Ｈ２５年３月制定）と同時期に制定され、条例をつくることが目的ではなく、条例を活かすことが重要との認識で議会改革に努力され、江別市議会ではまだ取り組んでいない実践例が随所に見られた。

・議会基本条例に基づく議会改革の実践の結果、議会改革度ランキング全国２６位、県内１位（早稲田マニフェスト研究所２０１７年）の評価。

・条例の課題（三本柱）①情報公開②市民参加③議会機能強化の実践に積極的に取り組まれていた。

（実践課題）

① 情報公開＝市民生活・地域課題等を専門的に議論している委員会の質疑等を積極的に情報発信（委員会記録公開、委員会中継等）

② 市民参加＝市民が気軽に意見を言える環境づくりや、意見の進行管理システムと議会活動や運営に生かすこと。

③ 議会機能強化＝議員間討議（自由討議）の意義を理解し、自由討議の下で合意形成の図れたものについて、議会付帯決議として執行機関に政策の推進・予算の増額に反映。市民参加において出された意見等を各委員会で調査・研究の後、執行機関等に政策提言。

*視察を終え、江別市議会として取り組むべき課題について会派で議論し、会派から四項目について議会改革の課題として議会運営委員会に提出しました。

１．正副議長が一般質問をする場合の取り扱いについて。

２．予算・決算の審査方法について。

３．交渉会派のあり方について。

４．議会モニター制度の導入について。

現在、我が会派から提出した課題について、議会運営委員会で精力的に議論しています。

調査訪問日　　平成30年（2018年）　7月　5日

訪問先　　尾道市御調町　公立みつぎ総合病院

〇尾道市の概要
●面積：285．11㎢
●人口：140，405人　　●世帯数：63，137世帯　　●高齢化率：34．0％

〇御調町の概要
　御調町は、尾道市の北部に位置し、総面積82．98㎢を有する。昭和30年（1955年）2月に菅野、上川辺、市、河内、今津野、奥、諸田の7か村が大同合併して御調町が誕生した。平成17年（2005年）3月尾道市に編入合併した。地域人口数　7，178人。

〇調査内容
「公立みつぎ総合病院を核とした地域包括ケアシステムについて」
1、病院を核とした地域包括ケアシステムの実践に学ぶ
2、病院の沿革

昭和31年	御調国保病院(一般病床数22床　3診療科　内科・外科・婦人科）開設
昭和41年	山口昇医師（外科）　前病院長着任　寝たきり状態の解消に取り組む
昭和49年	**出前医療（訪問診療）の開始**
昭和53～54	第4次全面増改築　一般病床数140床　歯科増科　職員数134人 6診療科（内・外・整外・脳外・婦・歯）二次救急病院指定 ICU 新設 CT 設置
昭和54年	**町役場の保健師を病院保健師として配置し**、看護師と共に患者宅訪問
昭和56年	県立ふれあいの里（老人リハビリテーションセンター及び特別養護老人ホーム医務室）運営受託 理学診療科増加　職員数146人
昭和57～59	**第5次全面増改築　一般病床数200床　職員数　201人** 13診療科（内・小・外・整外・脳外・婦・皮・泌・眼・耳・放・理・歯） ＊町の機構改革　**医療と行政のドッキング** 公立みつぎ総合病院に御調町健康管理センター併設
昭和63～平成元	第6次全面増改築・老人保健施設新設（定員　80人・デイケア　20人） 15診療科　　職員数　274人
平成　2	老人保健施設「みつぎの苑」に在宅介護支援センター設置
平成　4	第7次増改築 老人保健施設増床（定員150人「うち一般100人・痴呆専門棟50人」デイケア30人 老人訪問看護ステーション併設
平成　8～9	第8次増改築　病床数　240床（うち療養型病床群　30床） 16診療科　　職員数　431人 保健福祉センター（旧健康管理センター）併設・合築
平成11	第9次増改築　保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター新設（19床） 広域福祉人材研修センター新設、出入口サービスセンター新設
平成12・4	**県立ふれあいの里、特別養護老人ホーム、老人リハビリテーションセンター** **地域介護実習普及センター　御調町へ移管**
平成13	**第10次増改築　回復期リハビリ病棟の新設（20床）**
平成17	**第11次増改築　グループホーム増床（1ユニット9人）** **特別養護老人ホームユニットケア化20人（定員100人のうち20人）**

平成18　　第12次増改築　緩和ケア科増科　職員宿舎第4号館新築
平成19　　高次脳機能地域支援センター設置　緩和ケア病棟6床に増
　　療養病床48床（回復期リハビリ病棟30床、医療療養病棟18床）
平成24～25　　第14次増改築　病床再編（一般152床・療養78床）　回復期リハビリ病棟60床に増
平成26　　病床再編　（一般152床・療養86床）　療養病床を回復期リハビリ病棟65床
　　医療療養病棟23床に増

平成29年の病院の概要
○診療科目　　22診療科
○病床数　　一般病床152床（一般病棟146床・緩和ケア病棟6床）、
　　療養病床88床（回復期療養病棟65床・医療療養病棟23床）　計240床
○職員数　　668人（うち医師数33人）
○併設施設　　保険福祉総合施設附属リハビリテーションセンター（19床）
　　介護老人保健施設「みつぎの苑」（入所150人・うちユニットケア50人・通所40人）
　　特別養護老人ホーム「ふれあい」（入所100人・うちユニットケア20人）
　　ケアハウス「さつき」（入居30人）
　　グループホーム「かえで」（2ユニット18人）
　　デイサービスセンター（20人）
　　訪問看護ステーション「みつぎ」
　　ホームヘルパーステーション
　　介護予防センター（15人）
　　福祉人材研修センター、歯科保健センター、老人性認知症センター、
　　居宅介護支援事業所、高齢者総合相談センター、地域包括支援センター
　　高次脳機能地域支援センター、広島県リハビリテーション支援センター
　　広島県地域リハビリテーション広域支援センター
○関連施設　　御調保健福祉センター（行政部門）
　　みつぎいきいきセンター
○診療圏　　尾道市の北部を中心に人口約6万人の地域の中核的総合病院（二次救急指定病院）となっている。
○経営体制　　公営企業法の全部適用、国保直診（直営診療施設）

- 公立みつぎ総合病院の基本理念

【地域包括ケアの実践と地域包括ケアシステムの構築及び住民のための病院づくり〕

- 御調で地域包括ケアがはじまったきっかけとその後の経緯

1、在宅ケアによる寝たきりゼロ作戦（S.49）
　➡退院後在宅生活で寝たきりとなり、再入院する人が増えた
2、保険・医療・福祉の連携・統合（S.59）
　➡病院と行政のドッキング（行政改革）
3、各種介護施設の併設（S.56）
　➡維持期（生活期）のリハビリセンターを合築
4、住民参画（S.60）
　➡住民組織とボランティア（互助）
5、地域包括ケアシステムの構築　（S.59．国へ提言・H.1．御調町で完成）

●地域包括ケアシステムとは　　山口　昇名誉院長提唱

○地域に必要な包括ケアを、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民（高齢者）が住みなれた場所で、安心して一生その人らしい「自立した生活」ができるように、その **QOL** の向上をめざすしくみ（**H.29.** 改訂）

○包括ケアとは治療（キュア）のみならず保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉、介護サービスのすべてを包含するもので、多職種連携、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療・ケアを意味する。換言すれば、保健（予防）・医療・介護・福祉と生活の連携（システム）である。

○地域とは単なる **Area** ではなく **Community** を指す。

●「人」をみる医療・介護とは

○医療は治療だけではない、介護は単なるお世話ではない

○総合診療（総合診療医）の必要性

○予防の視点（特に寝たきり、褥瘡、失禁の防止）－寝たきりゼロ作戦

○医療・介護連携

○地域包括ケアシステムの構築

→保健・医療・介護・福祉と生活の連携、チーム医療（ケア）

○**Science**　（知識）

Art　（技術）

Humanity（「人」をみる医療）

○病気（臓器）をみる医療から「人」をみる医療・介護

＊「地域包括ケアシステム」には医療（**MedicalCare**）が絶対必要であり、医療のない包括ケア考えられないこと。

＊今後の医療ビジョンは高齢者プランと総合的一体的に考え、両者の整合性のとれたものでなければならないこと

＊「地域包括ケアシステム」は地域（まち）づくりそのものとなる。